

議会報告

令和6年第6回坂町議会（定例会）が9月2日（月）に開会され、提案した案件がすべて可決されました。

○令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政健全化に関する法律の規定により報告するもの

○令和6年度坂町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて

令和6年発生災害道路橋梁復旧事業の経費として、これまでの予算に4千900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を75億5千188万8千円とするもの

○坂町一般廃棄物収集施設管理基金条例の制定について

たいびエコセンターの大規模改修及びごみ集積所の整備に備え、財源を確保するため制定するもの

○植田地区災害時避難場所兼福祉避難所設置及び管理条例の制定について

植田地区災害時避難場所兼福祉避難所を適切に管理運営するため制定するもの

○坂町税条例の一部改正について

地方税法等の一部改正に伴い改正するもの

○災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い改正するもの

財政健全化判断比率と資金不足比率などをお知らせします。



用語の解説

■実質赤字比率

一般会計の赤字の程度を指標化したもの。

■連結実質赤字比率

全ての会計の赤字の程度を指標化したもの。

■実質公債費比率

借入金の返済額などの額の大きさを指標化したもの。

■将来負担比率

将来支払っていく可能性のある負担の程度を指標化したもの。この比率が高くなるほど、将来財政を圧迫する可能性が高くなります。

■資金不足比率

公営企業会計（下水道事業会計）の資金不足額を、公営企業の事業規模と比較して指標化したもの。

財政健全化判断比率とは、県や市町村など地方公共団体が財政破綻しないように、財政状況を細かくチェックするための4つの基準です。健全化判断比率のうち、いずれか一つでも早期健全化基準以上となると早期健全化団体となり、財政健全化計画を策定し、改善努力が求められるようになります。財政再生基準以上となると財政再生団体となり、財政再生計画を策定したうえで国・県の関与の下で財政再建を実施することとなります。坂町は、各比率とも基準を下回っており、健全性を維持しています。

【健全化判断比率と資金不足比率】（単位：％）

健全化判断比率	令和5年度	令和4年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (△7.1)	— (△9.2)	15.0	20.0
連結実質赤字比率	— (△8.2)	— (△14.5)	20.0	30.0
実質公債費比率	5.5	4.5	25.0	35.0
将来負担比率	— (△127.3)	— (△119.5)	350.0	
資金不足比率	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準	
資金不足比率 (下水道事業)	— (0.0)	— (△4.9)	20.0	

※実質赤字額、連結実質赤字額、将来負担額、資金不足額が算定されない場合は、「—」と表示し、参考のため黒字比率を（△）と表示しています。

○令和6年度坂町国民健康保険事業特別会計補正

予算（第2号）

○令和5年度坂町一般会計歳入歳出決算の認定について

○広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○令和6年度坂町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○令和5年度坂町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

広島県後期高齢者医療広域連合規約について所要の変更をするもの

○令和6年度坂町一般会計補正予算（第5号）

○令和6年度坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○令和5年度坂町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方交付税額の決定及び前年度決算の確定等、これまでの予算に4億2千892万円を追加し、歳入歳出予算の総額を79億8千80万8千円とするもの

前年度決算額の確定等、これまでの予算に130万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億2千799万1千円とするもの

令和6年度坂町国民健康保険事業特別会計補正

令和6年度坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

坂町教育委員会委員の任命の同意について

令和6年度坂町国民健康保険事業特別会計補正

令和6年度坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

坂町平成ヶ浜 坪本 友造 氏を任命することに同意を求めるもの